

只見町耐震改修促進計画

平成 20 年 5 月

只 見 町

目次

はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 耐震化を図る建築物	2

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況	2
2 耐震化の現状	4
3 耐震改修等の目標の設定	6
4 公共建築物の耐震化の目標	7

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため施策

1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	9
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	9
3 安心して耐震改修を行うことのできるための環境整備	9
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	9
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定	10
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	10

第3 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の復旧

1 地震ハザードマップの作成・公表	10
2 相談体制の整備	11
3 パンフレットの作成・配布、セミナー	11
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	11
5 町内会等との連携	11

第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

1 所管行政庁との連携	11
-------------	----

第5 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の実施	11
2 その他	12

はじめに

1 計画策定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いた。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない住宅・建築物であった。

その後も宮城県北部連続地震、新潟県中越地震などが頻発している。また、福岡県西方沖地震は、大地震の発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考慮すれば、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況である。とりわけ新潟県側に発生する地震については、本町への影響も無視できない状況にある。

政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけている。

したがって、住宅・建築物を大地震の振動に対して壊れないようにすること、すなわち「耐震化」が、町民の多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的である。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法：以下「法」という。）が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を受け、平成17年に一部が改正された。主な改正の内容は以下のとおりである。

①計画的な耐震化の推進

②建築物に対する指導等の強化

- ・道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
- ・地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
（従前は、百貨店、劇場など不特定多数利用の建築物が対象）
- ・地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表、建築基準法による改修命令

③支援措置の拡充

- ・耐震改修支援センターによる耐震改修に関する情報提供等

また、平成18年1月25日に国の基本方針が告示された。主な内容は以下のとおりである。

①耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項

②耐震診断及び耐震改修の実施の目標の設定に関する事項

- ・住宅及び特定建築物の耐震化率 各々75%→90%（10年）
- ・耐震診断 住宅 100万戸 特定建築物 3万棟（5年）

③耐震診断及び耐震改修の実施について技術的指針となる事項

④啓発及び知識の普及に関する基本的事項

⑤都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的事項

2 計画の位置付け

本計画は、法第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものである。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間とする。

4 耐震化を図る建築物

町民は、自ら所有又は管理する建築物について、地震に対して安全性を確保するよう努力する必要がある。

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示すもののうち旧耐震基準により建設されたものを対象とする。

① 住宅

町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進する。

② 特定建築物

法第6条第1号に規定する特定建築物（多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等：別表1-1、1-2参照）

③ 防災上重要建築物

- ・ 防災拠点施設
- ・ 避難施設
- ・ 緊急医療施設
- ・ 居住施設

等（別表4参照）

公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進する。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 「只見町地域防災計画」における地震の想定

只見町地域防災計画においては、「会津盆地西縁帯地震」が本町へ大きな影響を及ぼす地震として想定されているが、想定地震以外に、福島県及び県境にはさらにいくつかの断層があることが推定されている。また、活断層の存在が確認されていない地域においても、M6.8以下の地震であれば、発生してもおかしくないことが地震学の専門家により指摘されている。本町においては、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震と福島県側に限らず、新潟県側の地震に対しても本町へ大きな影響を及ぼす地震として想定する必要がある。

表 1-1 定量被害想定結果の概要（福島県側）

想定区分	会津盆地西縁断層帯	福島県沖	福島盆地西縁断層帯	双葉断層
想定地震	M7.0 W=5 km D=10 km	M7.7 浅部 D=20 km	M7.0 W=5 km D=10 km	M7.0 W=5 km D=10 km
想定震度	最大 6 強	最大 6 弱	最大 6 強	最大 6 強
木造大破棟	11,031 棟	4,733 棟	11,306 棟	7,723 棟
非木造破壊棟	342 棟	158 棟	497 棟	217 棟
死者（夜／昼）	749 人／278 人	346 人／131 人	840 人／327 人	553 人／203 人
負傷者（夜／昼）	4,604 人／4,476 人	1,632 人／1,661 人	4,323 人／4,343 人	2,908 人／2,948 人
避難者	38,366 人	35,798 人	51,621 人	28,599 人

資料：福島県地域防災計画・震災対策編 平成 17 年修正より（数値は、想定影響地域の総計を示しています。）

表 1-2 定量被害想定結果の概要（新潟県側）

想定区分	秋田沖	新潟県南西沖	下越地域	中越地域	上越地域	粟島付近
想定地震	M7.6 W=40 km D=1 km	M7.7 W=38 km D=2 km	M7.0 W=12 km D=6 km	M7.0 W=10 km D=4 km	M7.0 W=10 km D=6 km	M7.5 W=30 km D=6 km
木造全半壊棟	1 棟	4,292 棟	98,810 棟	36,971 棟	26,972 棟	18,416 棟
非木造全半壊棟	4 棟	435 棟	9,451 棟	6,531 棟	4,496 棟	2,010 棟
死者※1	0 人	19 人	1,232 人	346 人	585 人	117 人
負傷者（重軽傷）※1	22 人	2,785 人	52,487 人	20,292 人	9,759 人	14,014 人
避難者※1	7 人	5,054 人	233,604 人	89,387 人	44,257 人	37,044 人

資料：新潟県地震被害想定調査報告書より（※1：冬期間夜間のケース）

①会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、旧会津高田町（現会津美里町）北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、旧北会津村（現会津若松市）、旧新鶴村（現会津美里町）などでは、最大で震度 6 強の強い地震動の発生が予想される。会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬期に地震が発生した場合には、救助、救急、消化など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

②福島県沖地震

福島県沖では、過去に 100～200 年程度の周期でマグニチュード 7 前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。福島県沖地震では、いわき市から旧原町市（現南相馬市）に至る沿岸部の広い範囲で最大震度 6 弱の大きな揺れが発生するものと予想される。

③福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度 6 強を記録するほか、福島市、旧二本松市及び旧安達町（現二本松市）、猪苗代町、桑折町、旧伊達町及び旧保原町（現伊達市）など震源域を中心とした長径 30 km、短径 20 km の楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

④双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度 6 強の強い地震動を伴い相馬市、旧原町市及び旧鹿島町（現南相馬市）を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一体にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。

⑤新潟県中越地域地震

新潟県中越地域では、昭和 36 年の長岡地震、平成 16 年に中越大震災など過去に大きな地震が発生している。中越大震災においては、震源付近の川口町・旧山古志村を中心に全壊世帯が全体の 4 割以上を占めるといった大きな被害を受けた。

2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成 19 家屋台帳によると、本町の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅約 1,815 戸のうち、耐震性がある住宅は約 1,039 戸で耐震化率は 57.25% である。想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90% とすることを目標とする。

表 1-3 住宅の耐震化の現状

(平成 20 年 3 月末現在)

区 分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性能 有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性能有 ③				
木 造	626	1,141	376	1,767	1,002	56.71
非 木 造	34	14	3	48	37	77.08
合 計	660	1,155	379	1,815	1,039	57.25

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成 15 年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和 55 年以前の木造住宅のうち 33% を耐震性能有とした。

※昭和 55 年以前の非木造住宅のうち、昭和 46 年以前のものには耐震性能がないものと見なした。

※住宅数に、町有施設は含まない。(表 1-9 参照)

(2) 特定建築物

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第6条第1号に規定する、多数の者が利用する特定建築物が、総数24棟存在し、このうち15棟（62.50%）の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、9棟（37.50%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にある。（別表1-1、1-2参照）

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物は、今のところ存在しない。（別表2参照）

なお、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は15棟あるが、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にある。（別表3参照）

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標とする。

表 1-4 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（平成20年3月末現在）

	昭和56年6月以降の建築 ①	昭和56年5月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) 平成19年度 ⑤/④	耐震化率の目標 (%) 平成27年度
		内耐震性有 ③				
法第6条第1号	11	13 4	24	15	62.50	90
法第6条第2号	0	0 0	0	0	—	—
法第6条第3号	0	15 0	15	0	0.00	80
防災上重要建築物	0	3 0	3	0	0.00	100
合計	11	31 4	42	15	35.71	90

表 1-5 特定建築物(用途ごと)の耐震化の現状と耐震化の目標(単位：％、棟) (平成 20 年 3 月末現在)

	現 状 (H19 年度 末)	目標値 (H27 年度 末)	公共建築物		民間建築物	
			現 状	目標値	現 状	目標値
特定建築物(法第 6 条第 1 号)	62.50 (15/24)	90	57.14 (12/21)	90	100 (3/3)	100
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	0.00 (0/1)	100	0.00 (0/1)	100	—	—
避難施設 (学校、体育館、福祉施設等)	58.82 (10/17)	80	58.82 (10/17)	80	—	—
緊急医療施設 (病院、診療所等)	100 (1/1)	100	100 (1/1)	100	—	—
不特定多数が利用する施設 (集会場、ホテル・旅館、銀行 等)	0.00 (0/1)	100	0.00 (0/1)	100	—	—
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、事務所等)	100 (4/4)	100	100 (1/1)	100	100 (3/3)	100

3 耐震改修等の目標の設定

8 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減(中央防災会議「地震防災戦略」)させる観点から、本町の住宅の耐震化率及び多数のものが利用する建築物の耐震化率について、現状の住宅 57.25%、特定建築物(法第 6 条第 1 号建築物) 62.5%を平成 27 年度までに 90%とすることを目標とする。

また、特定建築物のうち用途ごとの目標値を表 1-6 に示す。

表 1-6 耐震改修促進計画の目標値

耐震化率の区分	現 状 (平成 19 年度)	目標値 (平成 27 年度)
住 宅	57.25%	90%
特定建築物 (法第 6 条第 1 号)	62.50%	90%
防災拠点施設 (庁舎・公益上必要な施設)	0.0%	100%
避難施設 (学校・体育館等)	58.82%	80%
緊急医療施設 (病院・診療所)	100%	100%
不特定多数が利用する施設	0.0%	100%
多数が利用する施設	100%	100%
防災上重要建築物	0.0%	100%

耐震化率を 90%とするためには、今後 8 年間で少なくとも住宅 595 戸、多数の者が利用する建築物 7 棟について耐震化を進める必要があり、併せて建替促進を図る必要がある。

住宅の目標の達成状況については、5 年毎に分析、推計し検証する。また、特定建築物の目標の達成状況については、特定建築物台帳の見直しにより、3 年毎に検証する。

4 公共建築物の耐震化の目標

(1) 公共建築物の耐震化の目標

公共建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難場所としての活用、病院は災害による負傷者の治療など、それらの多くが震災対策の拠点として活用される、このため、地震時の利用者の安全確保だけでなく、被災後の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性能確保が求められるとの認識のもと、公共建築物等の耐震化の促進については、率先して取り組むこととする。

(2) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

町は、「只見町地域防災計画」で指定された防災上重要建築物(防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設及びこれらに準じた又は副次的な役割を担う施設)を耐震診断の対象として計画的に耐震診断及び耐震改修を実施している。

こうした経緯を踏まえ、本計画において町が耐震対策の対象とする建築物は、次の①と②のうち、旧耐震基準により建設されたものとする。(以下「対象建築物」という。)

①町の地域防災計画で指定された防災上重要建築物

防災拠点、避難施設、緊急医療施設

②特定建築物

法第6条第1号の規定による多数の者が使用する一定規模以上の建築物

表 1-7 町有建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位：棟) (平成 20 年 3 月末現在)

	昭和 56 年 6 月以降の建築 ①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) 平成 19 年度 ⑤/④	耐震化率の目標 (%) 平成 27 年度
		内耐震性有 ③				
法第 6 条 第 1 号	8	9 3	17	11	64.71	100
法第 6 条 第 2 号	0	0 0	0	0	—	—
法第 6 条 第 3 号	0	0 0	0	0	—	—
防災上 重要建 築物	0	2 0	2	0	0.00	100
保育所	2	1 0	3	2	66.67	100
地区集 会施設	21	9 0	30	21	70.00	90
合 計	31	21 3	52	34	65.38	90

表 1-8 町有特定建築物(用途ごと)の耐震化の現状と耐震化の目標(単位：％、棟)(平成 20 年 3 月末現在)

	現 状 (H19 年度末)	目標値 (H27 年度末)	町有建築物		備考
			現状	目標値	
特定建築物(法第 6 条第 1 号)	64.71 (11/17)	100	64.71 (11/17)	100	
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	0.00 (0/1)	100	0.00 (0/1)	100	
避難施設 (学校、体育館、福祉施設等)	69.23 (9/13)	100	69.23 (9/13)	100	
緊急医療施設 (病院、診療所等)	100 (1/1)	100	100 (1/1)	100	
不特定多数が利用する施設 (集会場、ホテル・旅館、銀行等)	0.00 (0/1)	100	0.00 (0/1)	100	
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、事務所等)	100 (1/1)	100	100 (1/1)	100	

町有建築物(対象建築物)の耐震改修の目標は、「3 耐震改修等の目標の設定」を踏まえ、次のとおりとする。

町有建築物(対象建築物)のうち、耐震性能が不十分な棟及び耐震診断が未実施の棟について耐震化を図ることとし、現状の 64.71%を平成 27 年度までに 100%とすることを目標とする。

また、計画期間以降においても耐震化に努め、全ての対象建築物の耐震化を図る。

(3) 公的賃貸住宅の耐震化の目標設定

公営住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅については、総数 174 戸のうち旧耐震基準により建設された住宅は 28 戸である。

表 1-9 公的賃貸住宅の耐震化の状況 (平成 20 年 3 月末現在)

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の 住 宅 ②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) 平成 19 年度末 ⑤/④	耐震化率 の目標(%) 平成 27 年度末
		内耐震性有 ③					
公営住宅	46	54	54	100	100	100	100
特公賃住宅	4	0	0	4	4	100	100
若者定住住宅等	3	14	0	17	3	17.65	80
教員住宅	28	3	0	31	28	90.32	100
その他住宅	11	11	0	22	11	50.00	80
合 計	92	82	54	174	146	83.91	90

町は、平成 19 年度から公的賃貸住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に行っているが、総数 174 戸のうち安全性が確認された住戸は 146 戸 (83.91%) であり、今後は老朽化が著しい準耐火構造等の低層住宅の建替等を進め、平成 27 年度までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。

第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって地震防災対策に取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講ずるとともに、自ら所管する町有建築物の、耐震診断及び耐震改修について率先して取り組むこととする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ・建築物の所有者等に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図るものとする。
- ・町は、住宅・建築物耐震改修等事業や地域住宅交付金を活用するなど環境整備に努める。
- ・県と県内金融機関は、相互連携して住宅政策を推進することを目的に平成 18 年 9 月 15 日に協定を締結し、耐震改修についても地域貢献の一環として金融機関が、自ら金利優遇などの制度構築を進めている。町は、こうした金融機関の優遇制度について広報を行うなど、連携して耐震改修の促進を誘導する。
- ・公共建築物はもとより、民間建築物についても耐震診断と耐震改修が促進されるよう、町を対象に国庫補助事業である「住宅・建築物耐震改修等事業」等についての広報を行う。

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

①耐震診断体制の整備

近年、耐震改修を名目とした悪徳リフォームが横行するほか、町民が安心して耐震改修を実施できるよう、住宅・建築物耐震改修等事業や地域住宅交付金を活用するなど環境整備に努める。

②町民への啓発活動

町の広報誌などあらゆる 広報媒体を介し、耐震診断と耐震改修を促進するための広報活動を行なう。また、建築関係団体その他が開催する町民を対象としたイベントにおいて積極的な広報活動を行う。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

①落下物対策

昭和 60 年 4 月 17 日付け建設省住防発第 18 号建築物防災対策室長通達の「落下物の実態調査及び改修指導実施要綱」、「窓ガラス等の落下物の調査要領」及び平成元年 11 月 29 日付け建設省住指発第 442 号建築指導課長通達「既存建築物における外壁タイル等の落下防止について」により、町の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難通路等に面する建築物で地階を除く階

数が 3 以上のもの等を対象として、計画的に実施するものとする。町は、町有建築物の改修に努めるとともに、管内の民間建築物の実態を調査し改修を促進する。

②ブロック塀等対策

建築基準法施行令に規定する構造基準により、スクールゾーン内及び町の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難通路等に面する既存ブロック塀、石塀等（高さ 120 センチメートルを超えるものに限る。）を対象として計画的に実施する。

町は、自ら所有する構造基準に適合しないブロック塀の改修に努めるとともに、管内の民間建築物の実態を調査し改修を促す。

③地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、町は、判定実施本部を設置し福島県へ判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講ずる。また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備に努める。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、只見町地域防災計画第 1 編第 2 章第 8 節で定める緊急輸送路・避難路又は避難地等の沿道とする。

ただし、木造住宅に係る重点的に耐震化すべき区域については、町内全域とする。

表 2-1 地域防災計画で指定されている路線等

種 別		路線等名	備 考
緊急輸送路	県指定路線	一般国道 2 5 2 号	第 2 次確保路線
		一般国道 2 8 9 号	第 2 次確保路線
	町指定路線	只見町地域防災計画「緊急避難路等の指定」に基づいた路線	只見町地域防災計画「緊急輸送路・避難所・ヘリコプター臨時離着陸場位置図」参照
避難路等	避難路	只見町地域防災計画「避難対策」に基づいた路線	
	避難施設	只見町地域防災計画「避難対策」に基づいた施設	只見町地域防災計画「4 避難に関する資料」参照

第3 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

町は、「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」を作成・公表できるよう県の支援と協力を受ける。

地震ハザードマップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとする必要がある。また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の実情に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震ハザードマップについても取り組むことが重要である。

2 相談体制の整備

町の環境整備課を建築相談窓口として、木造耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じることができるよう体制整備を努めるものとする。

なお、技術的な相談は福島県南会津建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全領域や南会津地方振興局（県民生活グループ）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当グループと連携して対応することとする。

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等

町は、「福島県住宅耐震診断促進事業」の概要を紹介したパンフレット「大地震に備えて対震診断を受けましょう」を窓口を通して町民へ配布し、住宅の耐震診断及び耐震改修の啓発に努める。また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図る。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームと併せた耐震改修が所有者の負担を軽減し効率的であることから、住宅リフォーム相談窓口等において、それらの有効性について情報提供を行う。

5 町内会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であり、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが重要である。また、町は、町内会や自主防災組織等の活動に対して、耐震診断及び耐震改修の啓発のため、専門家や技術者の派遣等必要な支援を行う。

第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

1 所管行政庁との連携

町が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方については、その実施に当たって、法的根拠と南会津郡内の均衡を保つため福島県建築物地震対策協議会南会津地方部会での十分な調整と連携を行う。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の実施

(1) 福島県建築物地震対策協議会地方部会

建築物等の地震対策の推進を図るため、県及び市町村が連携して、耐震診断及び耐震改修を推進すること等により、町民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安定に資することを目的として「福島県建築物地震対策協議会地方部会」が設置された。

この協議会は、次に掲げる事業を行う。

- ① 「福島県耐震改修促進計画」の策定（見直しを含む）及び進捗管理に関すること。
- ② 既存建築物の耐震診断・改修の推進に関すること。
- ③ 被災建築物応急危険度判定制度に関すること。
- ④ 応急仮設住宅等の建設に関すること。
- ⑤ その他、協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

2 その他

本計画は、原則として中間年度の平成23年度に、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを実施する。

耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定める。